

## 平成 31 年 1 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 31 年 1 月 8 日（火）午後 13 時 30 分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が 1 月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員    2 番 堀 京子 委員    4 番 藤嶋 祐美 委員    5 番 平山 勝丈 委員    6 番 佐藤 幸子 委員

7 番 柳井 博之 委員    8 番 城野 幸司 委員    9 番 陶山 秀明 委員    10 番 小橋 勇二 委員    11 番 中野 定重 委員

### 欠席委員

3 番 内藤 康弘 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 副主幹    酒井 俊光 副主幹

### 付議議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 非農地証明願いについて

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 利用状況調査に基づく非農地の認定について

議案第 6 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は内藤 康弘 委員が欠席となっております。  
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号5番 平山 勝丈 委員と、議席番号6番 佐藤 幸子 委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから審議に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、田 995 m<sup>2</sup> 外1筆 合計1,986 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、畑 363 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、県の許可申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該

当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

12月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野上 私、野上より、12月26日に実施しました議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。  
チェックリストと合わせて報告致します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、適切に管理されており、引き続き水稻の栽培を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で適切に管理されており、引き続き露地野菜の耕作を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について報告を致します。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 続きまして、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。  
本日、板井推進委員は欠席です。

安 東 第5地区の安東です。12月26日に農業委員さんと事務局と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 461㎡ を、使用貸借権の設定により一般住宅用地として利用するものです。

農地の区分は2種農地となっております。なお、この案件につきましては追認案件となっております。

番号2、田 590㎡ 外8筆 合計4,579㎡ を、賃借権の設定により、移転新築を行うものです。

農地の区分は3種農地となっております。

番号3、畑 94 m<sup>2</sup> 外3筆 合計 360.39 m<sup>2</sup> を、所有権の移転により、一般住宅用地及び進入路用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 農地法5条申請について、私より、12月26日に実施しました議案第2号 農地法第5条による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告を致します。

番号1は、使用貸借権を設定し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、露地野菜が耕作されています。

一部、駐車場として利用されており、この件については始末書も提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、賃借権を設定し、店舗利用として利用するものです。申請地は9筆の田で、適切に管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権移転により取得し、一般住宅用として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈りなどにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃って

おり、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、推進委員さんから報告をお願い致します。第5区の安東さん。

安 東 第5地区推進委員の安東です。番号1番について、12月26日に農業委員、事務局立ち会いの下に現地調査を行いました。特に問題はございませんでした。

議 長 次に13地区の赤峰委員さん。

赤 峰 第13地区の赤峰です。番号2について、12月26日に農業委員さん、事務局さんと現地調査を行いました。問題はありませんでした。

議 長 第2地区の峰さん。

峰 第2地区の峰です。第3番の件ですが、12月26日に農業委員さん、事務局の方と現地調査を行いました。何も問題はありませんでした。

議 長 ただいままでの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に議案第3号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次長 議案第3号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。  
平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1 畑 502㎡ 外2筆 合計842㎡の土地につきましては、長い間耕作されず、雑木が生い茂り、非農地化した土地です。  
次にチェックリストと合わせて報告致します。

番号1につきましては、③の森林原野化し、復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまで全ての要件を満たしております。  
以上、非農地証明願い1件についてご提案及び報告を申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。  
これより議案第3号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 非農地証明願いについて原案通り承認することに決定を致しました。  
次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり  
あったので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第1号）「平成31年1月8日公告予定」です。

1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成30年12月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、47,514㎡、82筆です。

畑については、33,521㎡、19筆です。

合計面積は、81,035㎡、101筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が38人に対しまして、借り手は25人となります。

2ページ以降につきましては、白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、平成31年1月8日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を  
原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第5号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次長 議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第2条1項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページをご覧ください。

この案件につきましては、昨年6月から7月にかけて行いました利用状況調査に基づく、非農地の認定となります。

議案第5号 参考資料をご覧ください。

これについては大字ごとの集計となっております。数値の説明につきましては、右下の合計の欄の報告とさせていただきます。

田の合計は908筆、245,216㎡、畑の合計は1,744筆、512,291㎡、総合計は、2,652筆、757,507㎡となっております。

以上、農地利用状況調査に基づく非農地の認定についてご提案を申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について原案通り承認することに決定を致しました。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊、農用地利用配分計画案の1ページをご覧ください。

畑2筆 3,061㎡、及び畑1筆 1,479㎡を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり7,000円となっております。

次に、2ページをご覧ください。

畑1筆 2,087㎡を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり20,000円となっております。

続いて4ページです。

畑1筆 2,998㎡を配分するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり10,000円となっております。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議ないと認めます。よって、議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴取については原案通り承認することに決定を致しました。

次に、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

平成31年1月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

この案件につきましては、担当課が農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明をしたいと思います。

佐 藤 議案の説明をさせていただきます。

まず農地につきましては、畑 面積が641㎡となっております。

承認における用途につきましては、一般住宅用地ということになっております。

変更理由につきましては、現在の住居が手狭になってきたことや、今後の生活設計を考慮した結果、新居の建設を計画しております。申請地以外の場所も検討致しましたが、希望条件に似合う土地が見当たらなかったため、申請地を選定したとのことです。

申請地については、現在の所有者が耕作放棄地とならぬよう管理しておりますが、東西市道、山林、南北畑地に囲まれております。ただ、申請地

は集団農地の端に位置しており、転用によって近隣農地の作物等に影響を及ぼす恐れはなく、今後、効率的な生産が見込めると思えません。  
以上をもって、農用地利用計画の除外についてはやむおえないものと考えております。

議 長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、調査委員の報告をお願い致します。

佐 藤 1月4日に現地調査を実施致しました。申請地は所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。申請地は農地に挟まれていますが、  
委 員 その規模は菜園程度であり、周囲も宅地や山林が多く、生産性が見込めない農地です。  
そのため、申請地を除外しても周辺農地への影響は最小限と考えられます。申請者は住宅の設計図も作成しており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむおえないものと考えます。以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り承認することに決定を致しました。  
以上で本総会の議案はすべて終了致しました。